

第6章 災害応急対策計画

災害時における災害の拡大防止及び被害の最小化並びに住民の安全及び被災者の保護を図ることを目的とする災害応急対策は、この計画の定めるところによる。

第1節 応急措置実施計画

災害時において、市長及び関係機関の長が実施する応急措置については、この計画の定めるところによる。

1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 北海道知事 (基本法第 70 条)
- (2) 警察官等 (基本法第 63 条第 2 項)
- (3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 (基本法第 77 条)
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関 (基本法第 80 条)
- (5) 市長、市の委員会又は委員、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等 (基本法第 62 条)
- (6) 水防管理者(市長)、消防機関の長(消防長)等 (水防法第 24 条及び第 28 条)
- (7) 消防長又は消防署長等 (消防法第 29 条)

2 市の実施する応急措置

市長は、災害が発生したときは、その拡大を防止するため、次に掲げる必要な応急措置を速やかに実施するものとする。

(1) 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第 64 条第 1 項の規定に基づき本市区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合において、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

ア 土地建物等の占有等に対する通知

市長は、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下「土地建物等」という。）を使用し、又は収用したときは、速やかに当該土地建物等の占有者、使用者その他当該土地建物等について権原を有する者（以下この号において「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知しなければならない。

この場合において、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を名寄市広告式条例（平成18年名寄市条例第3号）の規定により、市役所名寄庁舎前の掲示場に掲示する等の措置をとらなければならない。

(ア) 名称又は種類

(イ) 形状及び数量

(ウ) 所在した場所

(エ) 処分の期間又は期日

(オ) その他必要な事項

イ 損失補償

市は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 支障物件等の除去及び保管

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するための緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

なお、工作物等を保管したときは基本法第64条第3項から第6項までの規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

ア 市長は、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この号において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、公示する。

イ 市長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手段を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管する。（基本法施行令第27条）

ウ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用し、占有者等より徴収する。

エ 保管した工作物等を返還するため公示した日から起算して6月を経過してもなお返還することができないときは、当該工作物等の所有権を市に帰属させる。

(4) 北海道知事に対する応援の要請等

市長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるとときは、北海道知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

(基本法第68条)

(5) 他の市町村長等に対する応援の要請等

ア 市長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認められるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。(基本法第67条)

イ 市長は、他の市町村長等から応援を求められたときは、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(6) 住民等に対する緊急従事指示等

ア 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本市地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。(基本法第65条)

イ 市長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本市地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。(水防法第24条)

3 災害救助法の適用

災害救助法に関する事項については、次のとおりである。

(1) 目的

災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

(2) 実施体制

法に基づく救助は、知事が行う。ただし、必要に応じて救助の実施に関する事務の一部を市町村へ委任できる。

(3) 災害救助法の種類

ア 避難所の設置

イ 応急仮設住宅の供与

ウ 炊き出しその他による食品の供与

エ 飲料水の提供

オ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

カ 医療・助産

キ 被災者の救出

ク 住宅の応急修理

ケ 学用品の給与

コ 埋葬

サ 遺体の搜索・処理

シ 障害物の除去

(4) 救助法の適用基準等

ア 市長は、災害に関し、その被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに知事に報告しなければならない。

イ 災害救助法の適用基準は次のとおりである。

救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条関係）

条件	名寄市の被害状況 (人口：15,000人以上30,000未満)
市町村区域内の人口 (15,000人以上30,000未満)	住宅消滅世帯数 50世帯以上
都道府県の区域内の人口3,000,000以上 住宅施用滅世帯数2,500世帯以上	住宅消滅世帯数 25世帯以上
都道府県の区域内の人口3,000,000以上 住宅施用滅世帯数12,000世帯以上	市の区域内の被害世帯数が多数であるとき
災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること	

ウ イの適用基準における住家の滅失、全壊、半壊等の基準は、災害ごとに別に定められている基準を用いて判定するものとする。

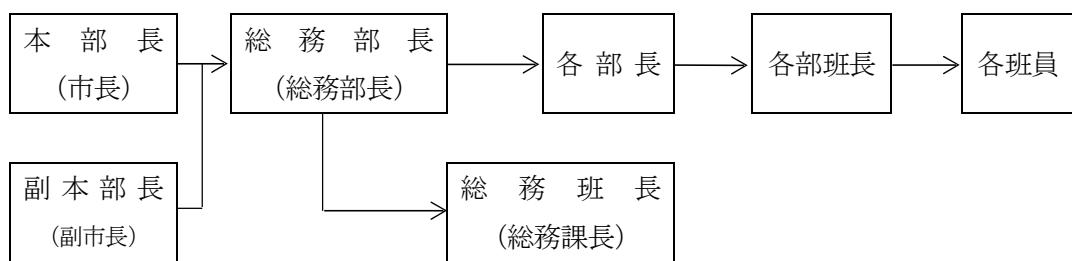
第2節 勤員計画

本部設置時における市職員の勤員に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 平常勤務時の伝達系統及び方法

職員の勤員は、本部の配備体制に従って、本部長の決定に基づき各部長が各班長に対し連絡するものとする。

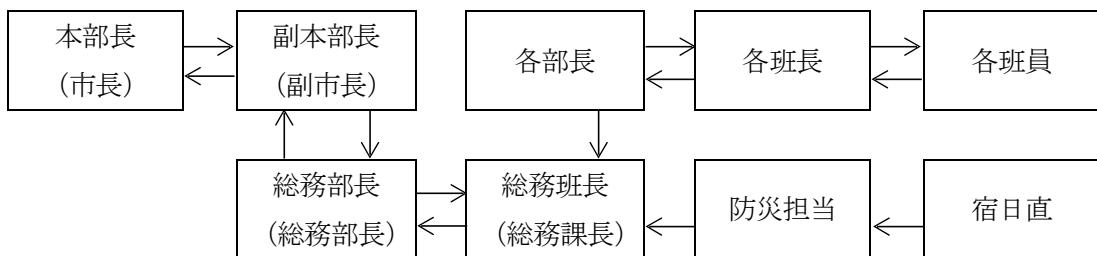
なお、各班長はあらかじめ班内の伝達系統を定めておくものとする。



2 休日又は退庁後の伝達系統

宿日直業務員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務部防災担当に連絡して指示を仰ぐものとする。同防災担当は、総務班長に連絡するものとする。

- (1) 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通知されたとき。
- (2) 自ら災害発生の事実を察知し、緊急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (3) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (4) 災害発生のおそれのある異常気象の通報があったとき。



3 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、若しくは発生のおそれがあるとの情報を察知したときは、災害の状況により所属長に連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

4 配備体制確立の報告

各部長は、本部長の指示に基づき職員を配備したときは、直ちに総務部長を通じて本部長に報告するものとする。

5 各部別の動員要請

災害時の状況及び応急措置の推移により、本部長は、必要に応じて各部の所属する部員を他の部に応援させるものとする。災害の状況により応援を必要とする部にあっては、総務班長を通じて本部長に申出をし、必要数の応援を受けるものとする。

6 災害応急対策に従事する者の安全確保

災害対策基本法第50条第2項の規定に基づき、市長は、災害応急対策に従事する者及び避難支援を行う者の安全を確保しなければならない。

第3節 他機関に対する応援出動要請

1 北海道及び他市町村等に対する要請

(1) 要請の決定

各班長は、道及び他市町村等に応援のため職員の派遣を要請する必要が生じたときは、総務班長を通じて本部長に報告するものとする。

この場合において、本部長は、直ちに本部員会議を招集し、協議の上要請の可否を決定するものとする。

(2) 要請の手続

要請は、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ アからエまでに掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

2 自衛隊に対する要請

第24節の自衛隊災害派遣要請計画に基づき派遣要請の要求を行うものとする。

第4節 災害広報計画

災害時における報道機関、道、関係諸機関及び住民に対する災害情報の迅速かつ的確な提供並びに広報活動の実施については、この計画の定めるところによる。

1 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、第3章の災害情報通信計画によるほか、次の方法による。

- (1) 写真班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 報道機関その他関係諸機関の取材による写真の収集
- (3) その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集
- (4) 災害現場における住民懇談会等によって一般住民及び罹災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策等に反映させるものとする。

2 災害情報等の発表及び広報の方法

(1) 報道機関に対する情報の発表の方法

収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して次の事項を発表する。

- ア 災害種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害発生の場所又は被害激甚地域
- ウ 被害状況
- エ 応急対策の状況（避難指示等の状況、避難所の位置・経路等）
- オ 一般住民及び被災者に対する注意及び協力要請
- カ 本部の設置又は廃止
- キ その他必要な事項

(2) 一般住民等に対する広報の方法

ア 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害状況の推移を見ながら次の方法により行うものとする。その際、高齢者や障がい者など要配慮者への伝達に十分配慮する。

- (ア) 広報車の利用
 - (イ) 「エフエムなよろ」のコミュニティーFM放送の利用
 - (ウ) 広報紙、チラシ等印刷物の利用
 - (エ) 新聞、ラジオ及びテレビの利用
 - (オ) 名寄市ホームページ（名寄市ポータルサイト）の利用
- イ 広報事項の内容
- (ア) 災害に関する情報及び注意事項
 - (イ) 災害応急対策とその状況
 - (ウ) 災害復旧対策とその状況

- (エ) 被災地を中心とした交通に関する状況
- (オ) その他必要な事項

3 北海道及び関係機関等に対する情報の提供

必要に応じて防災関係機関、公共的団体、重要な施設の管理者等に対して災害情報等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

4 庁内連絡

総務部総務班は、災害情報及び被害状況の推移を庁内放送・グループウェア等を利用して本部職員に周知する。

第5節 避難対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長は、避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、避難所を開設する等については、この計画の定めるところによる。

1 避難指示等

(1) 避難指示等の責任者

ア 市長

(ア) 災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

- a 避難のための立退きの指示
- b 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示
- c 緊急安全確保措置の指示

(イ) 避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

(ウ) 上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに総合振興局長又は振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）

イ 北海道知事

災害発生により市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は市長に代わって実施する。

また、市長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、別に定めるところにより関係機関に協力要請する。

ウ 警察官又は海上保安官

アの(イ)により市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときは、その立退き先について指示することができる。

エ 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、市長（指定する市職員）及び警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条及

び警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条、第6条）

- (ア) 避難等の措置及び土地建物等への立入り
- (イ) 他人の土地等の一時使用等
- (ウ) 現場の被災工作物等の除去等
- (エ) 住民等を応急措置の業務に従事させること

オ 知事又はその命を受けた職員（水防法第29条、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

- (ア) 洪水等による避難の指示

洪水等により著しく危険が切迫していると認められるときに、立ち退きを指示する。

- (イ) 土砂害（土石流、がけ崩れ及び地すべりをいう。以下同じ。）による避難の指示
土砂害により著しく危険が切迫していると認められるときに、立ち退きを指示する。

（2）避難の指示等の基準

避難指示等の基準については、災害対策基本法に定めるもののほか、この計画で定める基準による。

避難指示等の内容は、次のとおりである。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等
警戒レベル5	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	・災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	・災害への心構えを高める。	早期注意情報

（3）避難情報の伝達方法

避難情報の伝達方法については、避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）、（土砂災害編）の基準により定める。

2 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、次により警戒区域を設定するものとする。

(1) 市長

必要な警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの撤去を命ずることができる。

(2) 警察官

市長（指定する市職員）が現場にいないとき等において、警察官が（1）に掲げる職権を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 自衛官

市長の職権を行うことができる者がいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた自衛官が（1）に掲げる職権を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ高齢者等避難等の発令にあわせて指定緊急避難所及び指定避難所を開設する。

4 帳簿類の整備

帳簿類は、次のとおりとする。

(1) 避難所用品受払簿

避 難 所 用 品 受 払 簿

品 名	単位呼称	名 寄 市		
月 日	摘要	受	払	残

(注) 1 「摘要」欄に購入先、受入先又は払出先を記入すること。

2 「備考」欄に購入単位及び購入金額を記入すること。

3 最終行欄に受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

(2) 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況台帳

名寄市

避難所名	所在地	開設期間	実人員	延人員	開設日	備考
計						

5 北海道（上川総合振興局）に対する報告

(1) 避難の指示を市長等が発令したときは、次の事項を記録するとともに上川総合振興局長に報告するものとする。

(市長以外の者が発令したときは、市長を経由して報告すること。)

- ア 発令者
- イ 発令理由
- ウ 発令日時
- エ 避難の対象区域
- オ 避難先

(2) 避難所を開設したときは、上川総合振興局長に次の事項を報告するものとする。

- ア 避難所開設の日時、場所及び施設名
- イ 収容状況、収容人員
- ウ 炊き出し等の状況
- エ 開設期間の見込み

(3) 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに上川総合振興局長に報告するものとする。

第6節 救助救出計画

地域の住民の生命若しくは身体が危険な状態にある者又は、生死不明の状態にある者を救出し保護することについては、この計画の定めるところによる。

1 救出計画

(1) 救出実施責任者

消防署・警察署は、各消防活動、水防活動、警備活動方針によるほか、災害対策本部と連携を図り、傷病者の救急活動や搬送を実施するものとする。

(2) 救出を必要とする場合

災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態の者でおおむね次に該当する場合とする。

ア 災害の際、火中に取り残された場合

イ 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立した場合

エ 山崩れ、地すべり等により生き埋めになった場合又は列車、自動車等の重大事故が発生した場合

オ その他の重大事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合

第7節 食糧供給計画

災害時における被災者や災害応急対策に従事している者等に対する食糧の確保と供給の手続等については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（担当：市民部・経済部）

救助法が適用された場合は、市長が北海道知事の委任により実施する。

2 食糧供給の対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が被災して、炊事ができない者
- (3) 災害応急対策に従事している者

なお、要配慮者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等）に対しては十分配慮することとする。

3 食糧供給の方法

- (1) 主要食糧

ア 農林水産省生産局長

米穀については、知事からの要請を踏まえて、米穀販売届出事業者等に対して手持ち精米の知事への売却を要請するとともに、必要に応じ政府米を応急用米穀として売却する。

イ 北海道（知事）

市長から要請があったときは、農林水産省生産局長と協議の上、応急用米穀を確保し、市に供給するものとし、その受領方法等について指示する。

ウ 市

(ア) 知事への要請

災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できないときは、その確保について上川総合振興局長を通じ知事に要請する。

(イ) 食糧の受領

知事の指示（交通通信の途絶のため指示を受けられない場合は、この限りではない。）に基づいて、政府米販売等業務の受託事業体から食糧を受領し、被災者等に配給する。

(2) 副食及び調味料

市長は、副食及び調味料の調達を直接行うものとする。ただし、市において調達が困難な場合、道はこれを調達する。

なお、道は、副食及び調味料を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

(3) 給 食

米飯給食する場合は、市内の仕出し業者、飲食店、旅館等を利用することとし、本部で炊き出しをする場合は、別表に掲げる施設を利用するほか、給食設備を有する市内民間施設の協力を得る。

(4) 供給輸送の方法

食糧供給の輸送等については、車両等によるものとし、第16節の輸送計画及び第18節の労務供給計画により措置するものとする。

別表（3の(2)関係）

炊き出しが可能な施設

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
名寄市学校給食センター	名寄市西5北10	2-4307	
名寄市立総合病院	名寄市西7南8	3-3101	
名寄市立大学	名寄市西4北8	2-4194	
名寄市児童センター	名寄市西11北2	3-3465	
名寄市民文化センター	名寄市西13南4	2-2218	
智恵文多目的研修センター	名寄市字智恵文11線	8-2101	

4 炊き出しの計画

(1) 実施責任者

被災者に対する炊き出しへは、市民部が担当する。

(2) 炊き出しの方法

炊き出しへは、日本赤十字社奉仕団、婦人団体等の協力を得て学校給食施設その他の給食施設を有する会館等を利用して行うものとする。

なお、必要によってはパン給食を行うものとする。

5 給与状況の記録

炊き出し等を実施した場合は、次の様式により記録しておかなければならぬ。

炊 出 し 給 与 状 況

名寄市

炊出し場所の名称	月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計									

(注) 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

第8節 衣料・生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服その他の生活必需品の供給の確保については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、市長（担当：市民部）が行うものとし、物資の調達が困難なときは、北海道知事にあっせん及び調達を要請するものとする。
- (2) 救助法が適用された場合は、市長が北海道知事の委任により実施する。

2 実施の方法

- (1) 被服その他の生活必需品の緊急支援物資の供給支援及び供給の実施の方法は、国の「支援物資供給の手引き」を使用することを基本とし、物資のニーズは「緊急支援物資輸送 ニーズ調査票」（国土交通省国土交通政策研究所平成25年9月）を使用する。
- (2) (1)に伴い、市長が特に必要があると認めるときは、災害の実態に応じて、次により給与又は貸与を行うものとする。
- (3) 給与又は貸与の対象者
 - ア 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
 - イ 災害により被服、寝具その他の生活必需物資を喪失し、日常生活を営むことが困難と認められる者

3 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与し、又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとする。なお、要配慮者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等）に対する生活必需品の調達については、十分配慮することとする。また、冬期に被災した場合は、採暖用の移動式石油ストーブ等が大量に必要になることから、その調達方法等について整備することとする。

- (1) 寝 具
- (2) 外 衣
- (3) 肌 着
- (4) 身の回り品
- (5) 炊事道具
- (6) 食 器
- (7) 日用品
- (8) 冷暖房機器等

4 給与又は貸与の方法

(1) 地区取扱責任者

物資の給与又は貸与については、各町内会長等の協力を得て行うものとする。

(2) 給与又は貸与台帳の整理

救援物資の給与又は貸与に当たっては、次の簿冊を備え、その経過を明らかにして処理するものとする。

- ア 世帯構成員別被害状況（別記第1号様式）
- イ 物資購入（配分）計画表（別記第2号様式）
- ウ 物資受払簿（別記第3号様式）
- エ 物資給与及び受領簿（別記第4号様式）

5 衣料、生活必需品等の調達先

(1) 災害の状況に応じて市内の各衣料品及び日用品取扱店を調達先とする。なお、調達困難な場合は北海道に依頼し、調達するものとする。

(2) 市は、取扱業者等と協定に基づき、迅速な対応及び安定供給体制の確立を図る。

6 給与又は貸与期間

災害発生の日から、10日以内に行うものとする。

◇別記第1号様式（4の(2)関係）

世帯構成員別被害状況

年月日

名寄市

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	計	小学校	中学校	高等学校
全 壊 (焼)														
流 失														
半 壊 (焼)														
床 上 浸 水														

◇別記第2号様式（4の(2)関係）

物資購入（配分）計画表

名寄市

品名	単価	世帯区分	1人世帯			2人世帯			3人世帯			計		
			円			円			円					
			数量	世帯数	所要数	数量	世帯数	所要数	数量	世帯数	所要数	数量	世帯数	所要数
計														

◇別記第3号様式（4の(2)関係）

物資受払簿

品名	摘要		単位呼称			名寄市		
年月日	摘要	要	受	払	残	備考		

(注) 1 「摘要」欄は購入先、受入先及び払出先を記入すること。

2 最終行欄は、道からの受入分及び市調達分別に受・払・残の計及び金額を明らかに

しておくこと。

◇別記第4号様式（4の(2)関係）

物 資 給 与 及 び 受 領 簿

名寄市

住家被害程度 区分		給与の基礎となった 世帯構成員	
--------------	--	--------------------	--

災害救助用物資として、次のとおり受領しました。

年 月 日

住 所

世帯主氏名

(印)

給与年月日	品 名	数 量	備 考	給与年月日	品 名	数 量	備 考

(注) 罹災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月とすること。

第9節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 市長（担当：総務部）は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。
また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。
- (2) 石油類燃料の調達が不能になったときは、北海道に協力を求める。

2 石油類燃料の確保

- (1) 市は、上川北部石油業協同組合との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。
- (2) 市は、北海道エルピーガス災害対策協議会との協定に基づき、LPGの応急・復旧体制の確立を図る。

第10節 給水計画

災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇し、若しくは汚染して飲料水の供給が不可能になったときに、住民に必要最小限の飲料水を供給し、住民の保護を図るために必要な事項については、別に定める名寄市水道災害対策計画によるものほか、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

応急給水は、市長（担当：水道部）が実施する。

（1）応急給水体制の確立

給水活動を迅速かつ円滑に実施する応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

（2）個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間程度（一人当たり1日概ね3リットル）、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

（3）生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

（4）給水資機材の確保

市は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水にあたるものとする。

2 給水方法

（1）輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な給水源がある場合は、給水車（給水タンク車、散水車、消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水するものとする。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

（2）浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適當と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質は、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

第11節 医療救護計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における医療救護に関することは、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

医療救護は、市長（担当：医療部）が行い、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任により市長が実施するほか、北海道知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

2 医療救護の対象者

（1）対象者

医療救護の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害又は集団的に多数の死傷者が発生したため医療の途を失った者とする。

（2）対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に行い市長に通知するものとする。

この場合において通知を受けた市長は、直ちに援護に関し医師、看護師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資器材の確保及び手配その他の必要な措置を講ずるよう関係部・班に指示するものとする。

3 災害拠点病院

災害拠点病院となる名寄市立総合病院は、道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（D M A T）を派遣して医療活動を行う。

また、被災患者を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

4 応急救護所の設置

市長は、災害の規模等に応じて必要があると判断したときは、応急救護所を設置するものとする。応急救護所は、市内各医療機関を原則とするが、災害の状況等により、学校、体育館等の公共施設を使用する。応急救護所では、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を行うものとする。

5 上川北部医師会に対する出動要請

市長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、上川北部医師会長に対し、次のとおり救護班の編成及び医療活動の実施を要請するものとする。なお、救護班の構成は、同医師会長の定めるところによる。

また、災害規模等必要に応じ、北海道知事及び自衛隊に対し救出、搬出及び医療物資の運送等の応援要請を行うものとする。

(1) 要請項目

- ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- イ 出動の日時及び場所
- ウ 出動に要する人員及び資器材
- エ その他必要事項

(2) 医療救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務

- ア トリアージ（患者の重症度、緊急度により治療の優先順位を決める。）
- イ 傷病者に対する応急処置及び医療
- ウ 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 助産救護
- オ 被災住民等の健康管理
- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

(3) 医療救護活動の記録

救護班の医療救護活動については、事後速やかに次に掲げる内容を示した報告書を市長に提出するものとする。

- ア 出動場所及び期間
- イ 出動者の種別及び人員
- ウ 受診者数（死亡、重傷及び軽傷別）
- エ 使用した薬剤、治療材料、医療器具等の消耗、破損等の内容
- オ 医療救護活動の概要
- カ その他必要事項

6 医療品等の確保

医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等から調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

7 関係機関の応援

市長は、災害規模等必要に応じ、北海道知事に対し次の関係機関の応援要請を行う。

- (1) 救護班の支援（赤十字病院、道立病院）
- (2) 患者移送（北海道、北海道警察及び陸上自衛隊）

8 災害通報伝達及び傷病者の把握

- (1) 災害通報伝達

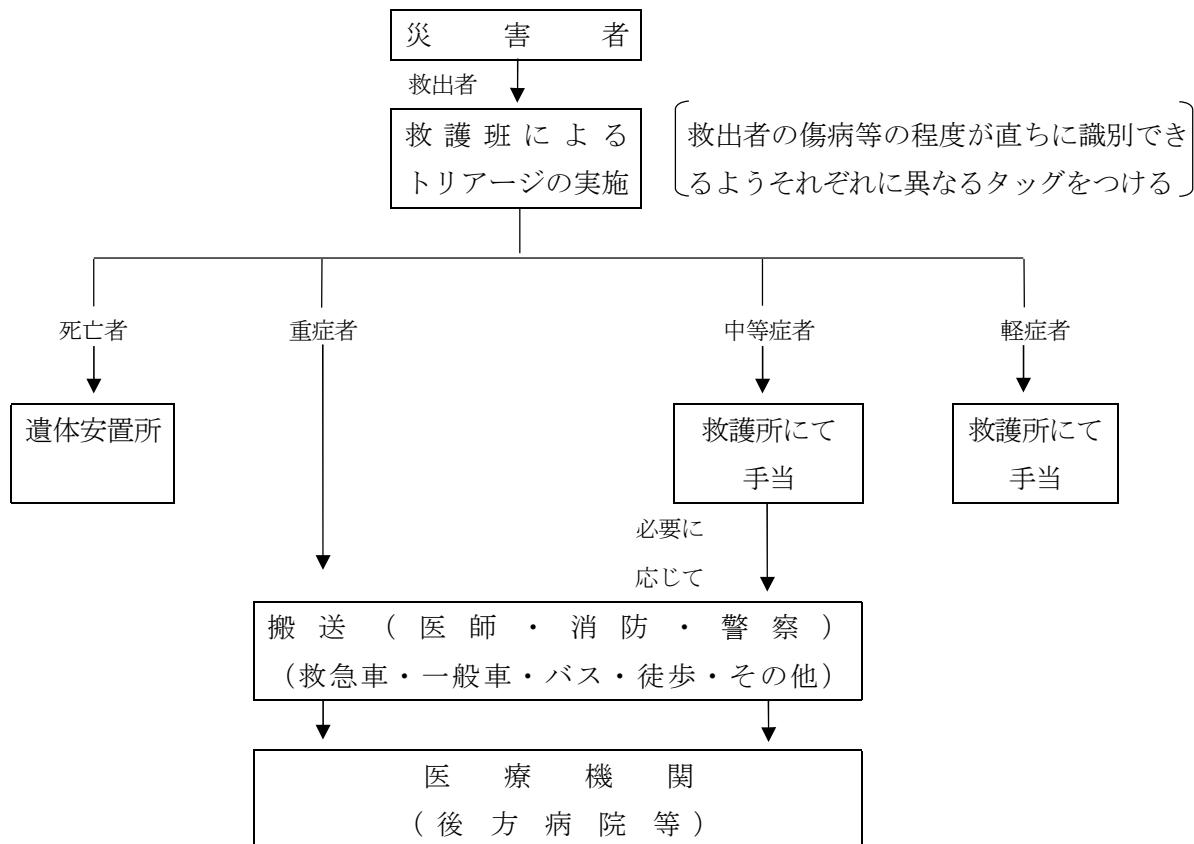
通信連絡体制及び方法については、第3章の災害情報通信計画に定めるところによるものとする。

なお、各関係機関の持つ専用通信施設及び移動無線等を使用し、有効適切な通信体制を確保するものとする。

- (2) 傷病者の把握

傷病者の把握に当たっては、救急状況調書（別記第1号様式）を作成の上、記録集計表（別記第2号様式）に記載するものとする。

- (3) 傷病者等の搬送系統



9 経費の負担及び損害賠償

(1) 経費の負担区分

医療救護対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償の負担は、次の区分によることを原則とする。

ア 名寄市

市が対策を実施する責務を有する災害の場合

イ 北海道

救助法が適用された災害の場合

ウ 企業体等

企業体等の施設等において発生した災害の場合及び災害発生の原因が企業体等にある場合

(2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第11条の規定に基づき北海道知事が定めた額又は救助法の規定に準じた額による。

また、医療救護活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具の消耗破損については、その実費を時価で、それぞれ(1)の負担区分により弁償するものとする。

(3) 損害補償

医療救護活動のため出動した医師等がそのために死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときはこれによって受ける損害を、医療救護活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じた額を、それぞれ(1)の負担区分により補償する。

◇別記第1号様式 (7の(2)関係)

救急状況調書

名寄市

救急状況	取扱者	認識番号	職業	氏名	年齢	性別	住所又は傷病者等の特徴	傷病程度	収容医療機関名
		No.					男 女		死・重 中・軽

◇別記第2号様式 (7の(2)関係)

記録集計表

名寄市

月日現在 被災状況	死亡		重傷	中傷	軽傷	合計	収容場所	出動隊名
	現場	医療機関						
月 日 時 分 現 在	人 男	人 男	人 男	人 男	人 男	人 男		
	女	女	女	女	女	女		
	計	計	計	計	計	計		

第12節 防疫計画

災害時における被災地の感染症の予防及び防疫活動の実施については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は、市長（担当：市民部）が北海道知事の指導及び指示に基づき実施するものとする。
- (2) 被害が甚大で、市長のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、北海道知事の応援を得て実施するものとする。

2 防疫作業班の編成

- (1) 被災地における防疫活動を迅速かつ的確に実施するため、防疫作業班を編成する。
- (2) 防疫作業班はおおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって1班として編成する。

3 防疫の種別と方法

- (1) 消毒活動
 - ア 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒は、被災後直ちに石灰水等により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれがある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布する。
 - イ 避難所の便所その他不潔場所の消毒は、逆性石鹼（オスバン、ハイアミン等をいう。以下同じ。）を用い1日1回以上実施する。
- (2) 各世帯における家屋等の消毒
 - ア 汚染された台所、浴室及び食器棚は逆性石鹼を用いて拭净する。また、床下には湿润の程度に応じ、所要の石灰を散布するよう指導する。
 - イ 水洗便所は、逆性石鹼で消毒し、便槽は消石灰、次亜塩素酸カルシウム（別名さらし粉）等を投入かくはんする。
- (3) 検病及び検水調査並びに健康診断
避難所、浸水地域その他の感染症の発生が予想される危険地域については、北海道上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室の協力により検病及び検水調査並びに健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずるものとする。
- (4) 臨時予防接種
災害の状況により、被災地における感染症の発生を予防するため、必要に応じ北海道上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室の指導により、種類、対象及び期間を定めて臨時予防接種を行うものとする。

4 感染症患者の発生時における対応

市長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、北海道上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室と速やかに連携して対応する。

5 ねずみ族、昆虫等の駆除

市長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、同法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

6 避難所等の防疫指導

- (1) 避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を行う。
- (2) 保健所等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を行うよう指導する。
- (3) 給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従するものとする。
また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても徹底させるものとする。
- (4) 飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

7 防疫用資器材の調達

防疫を行うに当たり、市が保有する消毒器等の防疫資器材が不足した場合は、北海道上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室又は隣接市町村等から借用するものとする。

8 家畜及び畜舎の防疫

被災地における家畜は、畜舎、たい肥場等から発生する病原菌により汚染され、感染症が集団的に発生するおそれがある。家畜防疫は知事が行うこととされているので、市は必要に応じて、これに協力するものとする。

第13節 廃棄物処理及び環境保全計画

災害時における被災地のごみの収集処理、し尿の収集処理、死亡獣畜の処理等の清掃業務については、この計画の定めるところによる。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等の除去については、本章第15節「障害物除去計画」による。

1 平成27年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律の災害により生じた廃棄物処理に関する基本的考え方

- (1) 適正な処理と再利用を確保すること
- (2) 円滑かつ迅速に処理すること
- (3) 発災前から周到に備えること

この考え方に基づき、平時の対応は、廃棄物処理法の枠組みを、大規模災害時の対応は、さらに災害対策基本法の枠組みを活用する。

2 災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方

- (1) あまり被害の無い小規模災害廃棄物処理法に基づく平時の備え
- (2) 通常起こり得るやや大きめな規模の災害廃棄物処理法に基づく特例措置を適用
(市から処分の委託を受けたものが設置する一般廃棄物の設置手続きの簡素化・産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理する場合の届け出を事後とする。)
- (3) 通常起こり得るやや大きめな規模の災害(市の対応が困難)地方自治に基づく北海道への一部事務委託
- (4) 大規模災害(大震災)による廃棄物対策災害対策基本法に基づき処理指針を策定、特例基準を適用し、災害の規模により災害対策基本法に基づく環境大臣による代行

3 災害廃棄物対策指針

災害廃棄物対策指針は、この地域防災計画とは別に定めることができるものとし、計画を定めない場合は、国の大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を発災後に処理指針として活用する。

4 実施責任者

災害発生地における清掃は、市長(担当:市民部)が実施する。被害が甚大で災害廃棄物対策活動が困難な場合は、第2項第3号に規定する事務委託や応援等を要請する。

5 清掃作業班の編成等

- (1) 清掃作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班等清掃作業班を必要に応じ編成し、処理に当たるものとする。
- (2) 作業に当たっては、速やかに被災地の現状把握を行い、収集計画を樹立し、出動体制を整えるものとする。
- (3) 必要に応じて空地等を利用し、ごみ仮置場を設けるとともに避難所等については、臨時にごみ入れ容器を設置する。

6 清掃の方法

(1) ごみの処理

ア 被災地のごみ収集に当たっては、住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集するものとする。

また、必要に応じ一般車両の出動を要請し、収集に万全を期するものとする。

なお、処理は、市の処理施設若しくは名寄地区衛生施設事務組合の処理施設を使用するが、災害の状況により仮置きし、後日、環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

イ 仮置きを要する際など必要に応じて民間車両等、受入・輸送に支障のないよう行うものとする。

(2) し尿の処理

被災地域の完全収集に努めるものとするが、処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量2～3割程度の収集を行い、各戸の便所の使用を早急に可能にするとともに、災害の状況により野外に仮設の便所を設置するものとする。

なお、処理は、名寄地区衛生施設事務組合のし尿処理場を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により不可能な場合は、一時貯留して後日処理するものとする。

7 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、所有者が行うものであるが、所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、市長が実施するものとする。この場合において、北海道上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室の指導の下、移動できるものについては埋立て又は焼却等の方法で処理し、移動できないものについては臨機の措置を講ずるものとする。

なお、埋立てする場合は、1メートル以上覆土するものとする。

8 飼養動物の取り扱い

- (1) 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。

- (2) 災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が、自己責任において行うものとする。
- (3) 災害発生時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、放浪犬等の捕獲・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第14節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索、遺体に関する処理及び埋葬の実施については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（担当：健康福祉部）及び警察官が実施する。（救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により行うものとするが、死体の処理のうち、洗浄等の処置及び検査については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。）

2 行方不明者の搜索

（1）搜索の実施

市長が、消防機関及び警察官に協力を要請し搜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する

（2）応援要請

本市において被災し、行方が不明になった者が流失等により他の市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示して搜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着し、又は埋没していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

3 変死体の届出

変死体については、直ちに警察官に届け出るものとし、検死後その処理に当たるものとする。

4 遺体の収容及び処理

（1）実施担当

ア 遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族に連絡の上引き渡すものとする。

イ 災害による社会混乱のため、遺族が遺体の処理を行うことができないときは、市長が行うものとする。

（2）遺体の収容及び処理

ア 身元確認

遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合及び消毒をし、並びに遺体の撮影により身元確認の措置をとるものとする。

イ 一時保存

遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬

ができない場合は、遺体を特定の場所（市内の寺院、公共建物又は公園その他の遺体の収容に適当な場所）に安置し埋葬の処理をするまで保存するものとする。

ウ 検案

遺体について、死因その他の医学的検査を行うものとする。

5 遺体の埋葬

災害の際に死亡した者で市長が必要と認めた場合は、応急的に遺体を埋葬するものとする。

なお、埋葬に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 事故死等の遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後に埋葬する。
- (2) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡して、その調査に当たるものとする。
- (3) 被災地以外の地に漂着した遺体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡扱いとする。

第15節 障害物除去及び放置車両除去計画

災害により道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で住民の生活に著しい支障を与えると思われる障害物の除去及び放置車両の除去については、この計画の定めるところによる。

1 障害物の除去

(1) 実施責任者

- ア 障害物の除去は、市長（担当：建設部）が行い、救助法が適用されたときは、市長が北海道知事の委任により行うものとする。
- イ 道路及び河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。
- ウ 軌道等に障害を及ぼしているものの除去は、当該施設の所有者が行うものとする。

(2) 除去の対象：災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。

- ア 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- イ 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要なとき。
- ウ 河川における障害物の除去は、河川の流水を良くし、溢水を防止し、又は河岸の決壊を防止するため必要なとき。
- エ その他、公共的な立場から除去を必要とするとき。

(3) 除去の方法

- ア 実施責任者は、自ら応急対策器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力及び応援を得て速やかに障害物を除去するものとする。
- イ 障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

(4) 障害物の集積場所等

- ア 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地又はグラウンド等を利 用し、集積するものとする。
- イ 工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示するものとする。

2 放置車両等の除去

(1) 背景

平成26年11月に基本法が改正され、災害時の放置車両等の対策強化を図るため、道路管理者による放置車両・立ち往生車両の対策が可能になった。

(2) 車両移動に関する運用

道路管理者による道路区間の指定、実施の判断、方法、やむ負えない限度の破損、車両

の移動記録及びその他の事項について、国土交通省道路局が定める「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」を遵守し運用するものとする。

第16節 輸送計画

災害時において災害応急対策、復旧対策等の万全を期するため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援、救出のための資材器具及び物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うための方法、範囲等は、この計画の定めるところによる。

なお、市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、市は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

1 実施責任者

- (1) 災害時輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする。（基本法第50条第2項）
- (2) 災害時輸送の統括は、総務部が行うものとする。

2 輸送の方法

(1) 車両による輸送

災害時輸送は、一時的には自己機関の所有する車両を使用し、被災地までの距離、災害の状況等により自己機関の所有する台数では不足する場合又は他機関の所有する輸送施設等を活用したほうが効率的である場合は、他機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行うなど輸送に支障のないようを行うものとする。

(2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、第16節の労務供給計画の定めるところにより人力による輸送を行うものとする。また、積雪期には、スノーモビル雪上車等による輸送も行うものとする。

(3) 航空機輸送

山間へき地などで緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、道又は道を通じて自衛隊若しくは北海道警察に対し航空機輸送の要請を行うものとする。また、ヘリコプター離発着場所は、原則的に次のとおりとする。

ヘリコプターの離発着場所

場 所	所 在 地	面積 (m ²)	備 考
南 広 場	名寄市西2条南9丁目	4,900	
運 動 公 園	名寄市字曙	45,000	

場 所	所 在 地	面積 (m ²)	備 考
市 有 地	名寄市字旭東 38 番地	15,000	
市 有 地	名寄市字大橋 140 番地	22,500	
市 有 地	名寄市字共和 95 番地	7,271	旧共和小学校跡地
市 有 地	名寄市字瑞穂 351 番地	6,620	旧瑞穂小学校跡地
市 有 地	名寄市字智恵文 4, 226 番地	2,924	旧智南小学校跡地
市 有 地	名寄市字智恵文 1, 553 番地	2,253	旧智西小学校跡地
智恵文義務教育学校 校庭	名寄市字智恵文 11 線北 2 番地	18,780	
河川敷地 (建設省有地)	名寄市恵名大橋下流	624	
風連中央小学校 グラウンド	名寄市風連町西町	20,666	
旧風連下多寄小学校 グラウンド	名寄市風連町字瑞生	9,030	
旧東風連小学校 グラウンド	名寄市風連町字東風連	7,934	
旧風連日進小中学校 グラウンド	名寄市風連町字日進	21,193	
旧西風連小学校 グラウンド	名寄市風連町字西風連	4,495	
名寄市営風連球場	名寄市風連町字中央 386 番地	12,451	
名寄市ふうれん望湖 台自然公園運動広場	名寄市風連町字池の上	346,484	

第17節 消防防災ヘリコプター活用計画

災害時における消防防災ヘリコプターの活用については、この計画の定めるところによる。

1 運航体制

消防防災ヘリコプターの運航は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるものとする。

2 緊急運航の要請

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき北海道知事に対し要請するものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 市の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

3 要請方法

北海道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式第1号（第5条関係））を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- | | |
|----------------------|----------------------|
| • T E L 011-782-3233 | • F A X 011-782-3234 |
| • 総合行政情報ネットワーク電話 | 6-210-39-897、898 |

5 報 告

市長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状

況報告書（様式第2号（第8条関係））により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

6 消防防災ヘリコプターの活用

消防防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

（1）災害応急対策活動

- ア 被災状況の調査などの情報収集活動
- イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

（2）救急活動・救助活動

- ア 傷病者、医師等の搬送
- イ 被災者の救助・救出

（3）火災消火活動

- ア 空中消火
- イ 消火資機材、人員等の搬送

（4）その他（ヘリコプター等の活用が有効と認める場合）

7 救急患者の緊急搬送手続等

災害応急対策活動

（1）応援要請

市長は、北海道知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

（2）救急患者の緊急搬送手続き

ア 市長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためのヘリコプターの出勤要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、北海道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後上川総合振興局（地域創生部地域政策課）及び名寄警察署にその旨を連絡するものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（様式第1号）を提出するものとする。

ウ 市長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。

エ 市長は、北海道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

(様式第1号)

救急患者の緊急搬送情報伝達票

第

報

要請日時		令和	年	月	日	時	分		
1 要請市町村名					電話	FAX			
担当課・職・氏名				職名		氏名			
2 依頼病院名						電話			
所在地						FAX			
担当医師名・科名					担当課 氏名				
3 受入病院名						電話			
所在地						FAX			
担当医師名・科名					直通内線番号				
受入病院の了承 : <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無									
4 患者氏名	生年月日	年	月	日	歳				
					kg	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女		
体重							職業		
住 所						感染症 : <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有			
病 名						<input type="checkbox"/> 入院中	<input type="checkbox"/> 外来 :	月 日	
経 過						血圧:	mmHg	脈拍:	回/分
						呼吸:	回/分	体温:	℃
						意識レベル(JCS) :			
航空機による搬送が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他 (主な理由 :)								
気圧変化	<input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り ()								
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)									
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容 :)									
<input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由 :)									
6 付添搭乗者	姓 名	性別	年 齢	体 重	その 他				
医 師			歳	kg	<input type="checkbox"/> 研修医(理由 :)				
看護師			歳	kg					
付添人			歳	kg	続柄 :				
医師・看護師の所属病院 :	<input type="checkbox"/> 依頼病院	<input type="checkbox"/> 受入病院	<input type="checkbox"/> その他病院名						
7 搬送上の必要な事項 搬室内に積載する治療用機材等									
資 機 材 名		有 数量	総重量	要電源	特 記 事 項				
①点滴		<input type="checkbox"/>	kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり 80以上サイズ × (cm)				
②シリンジポンプ		<input type="checkbox"/>	kg	<input type="checkbox"/>					
③酸素ボンベ		<input type="checkbox"/>	kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
④モニター類		<input type="checkbox"/>	kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他				
⑤保育器		<input type="checkbox"/>	kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)				
⑥人工呼吸器		<input type="checkbox"/>	kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)				
⑦救急パック		<input type="checkbox"/>	kg	<input type="checkbox"/>					
⑧その他		<input type="checkbox"/>	kg	<input type="checkbox"/>					
引継場所	依頼病院 :			メモ					
(現地離着陸場)	受入病院 :								

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。（□欄はレ点又は■で該当項目をチェック）

※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙（任意）により送付すること。

様式第1号(第5条関係)

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名							
		担当者職氏名							
		連絡先直	FAX						
災害の状況・派遣理由	覚知	年 月 日 時 分							
	災害発生日時	年 月 日 時 分							
	災害発生場所	(住所) (座標)							
	災害発生状況 ・措置状況								
希望する活動内容	情報収集・救助・消火・救急・資機材搬送・その他()								
離着陸場の状況	離着陸場名								
	警戒隊呼出名称								
	特記事項	(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物、積雪等)ほか)							
傷病者搬送先病院			救急自動車呼出名称						
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名	北海道警察・海上保安庁・自衛隊・その他()							
	航空機活動	有・無							
指揮本部連絡方法	(無線呼出名称)(電話番号)								
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

様式第2号(第8条関係)

第 年 月 日 号

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年	月	日	時	分				
災害発生場所									
離着陸場									
傷病者の搬送先									
災害発生状況 ・措置状況 (地元の活動状況)									
消防防災ヘリコプター に係る活動内容等 (地元の活動状況)									
その他参考 となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

第18節 労務供給計画

災害発生時における災害応急対策実施に労務員を必要とする場合の労務の供給は、この計画の定めるところによる

1 実施責任者

市が実施する災害応急対策に必要な労務員の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、市長（担当：経済部）が行う。

2 民間団体等への協力要請

（1）動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務員を雇上げするものとする。

（2）動員要請

本部の各班において奉仕団等の労務を必要とするときは、次の事項を示し総務部総務班を通じて要請するものとする。

ア 動員を必要とする理由

イ 作業の内容

ウ 作業場所

エ 就労予定期間

オ 所要人員

カ 集合場所

キ その他参考事項

3 町内会等の活動内容

町内会等の活動内容は、次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求めるものとする。

（1）避難所に収容された被災者の世話

（2）被災者への炊き出し

（3）救援物資の整理、配送及び支給

（4）被災者への飲料水の供給

（5）被災者への医療救護の協力

（6）被災者への生活支援

（7）市の依頼による被害者状況調査

（8）その他災害応急措置の応援

4 労務員の雇上げ

活動要員及び奉仕団の人員が不足し、又は特殊作業のため労力が必要なときは、労務員を雇上げするものとする。

(1) 労務員雇上げの範囲

- ア 被災者の避難のための労務員
- イ 医療救護者の移送のための労務員
- ウ 被災者救出用機械、器具及び資材の操作のための労務員
- エ 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品配布等のための労務員
- オ 救助物資支給のための労務員
- カ 行方不明者の捜索及び遺体処理のための労務員

(2) 名寄公共職業安定所長への要請

市において労務員の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして名寄市公共職業安定所長へ求人の申込みをするものとする。

- ア 職種別所要労務員数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

(3) 賃金及びその他費用負担

- ア 労務員に対する費用は、その求人を行った者が負担するものとする。
- イ 労務員に対する賃金は、当市における同種の業務及び同程度の技能に係る水準を基本とする。

第19節 文教対策計画

災害の発生に伴い、学校施設に被害があり通常の教育に支障を来たした場合の応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 小・中学校における応急教育及び市立文教施設の応急復旧対策は、教育委員会が行い、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任を受けて市長（担当：教育部・支援部）が行う。
- (2) 学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

2 応急教育対策

(1) 休校措置

ア 休校の基準

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

イ 授業開始後の措置

授業開始後において休校措置を決定し、児童又は生徒を帰宅させる場合においては、注意事項を十分に徹底させ、低学年児童にあっては、教師が地区別に付き添うなどの措置を講ずるものとする。

ウ 周知の方法

休校措置を決定したときは、直ちにその旨を確実な方法で児童又は生徒に周知徹底させるものとする。

(2) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模又は被害の程度によって、おおむね次の方法によるものとする。

ア 校舎の一部が使用できない場合

特別教室、屋内体育館施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法をとるものとする。

イ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

最寄りの学校又は公共施設を利用するものとする。利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する等の対策を講ずるものとする。

(3) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡

をとり教職員の確保に努めるものとする。

3 教育の要領

- (1) 災害の状況に応じ特別教育計画をたて、できるだけ授業の確保に努める。授業が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 教科書及び学用品の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容程度が児童又は生徒に過度の負担にならないようにする。
 - イ 教育の場所として公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化及び児童又は生徒の保健等に留意する。
 - ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。
 - エ 学校が避難所に充てられた場合には、特に児童又は生徒の管理に注意するとともに、収容による授業の効率低下にならないように留意する。
- (3) 災害復旧については、教育に支障のない限り可能な協力をするものとする。

4 学校給食等の措置

- (1) 納食施設又は設備が被災したときは、できる限り応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。
- (2) 納食用物資が被災したときは、米穀、小麦及び牛乳については関係機関と連絡の上緊急確保を図るものとし、その他の物資についても応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には、特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

5 衛生管理対策

- 学校が被災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意して健康管理をするものとする。
- (1) 校舎内（特に水飲場及び便所）は常に清潔にして必要に応じ消毒を実施すること。
 - (2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合は、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
 - (3) 収容施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うこと。
 - (4) 必要に応じて、児童又は生徒の健康診断を実施すること。

6 学用品の給与

救助法適用に伴う学用品の給与については、次のとおりとする。

なお、救助法が適用されない場合もこれに準ずるものとする。

(1) 学用品給与の対象

住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を失い、又は損傷し、

就学上支障のある児童又は生徒に対して支給する。

(2) 学用品の品目

- ア 教科書及び教材
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 学用品の給与状況記録

学用品の給与を実施したときは、学用品の給与状況記録簿（別記様式）により記録しておかなければならない。

7 文化財等に対する措置

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）及び名寄市文化財保護条例（平成18年名寄市条例第106号）による文化財は、教育委員会においてその保全及び保護に当たるものとする。

第20節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅対策及び住宅の応急修理は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として北海道知事が行う。
- (2) 市長（担当：建設部）は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被害者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。
なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の修理を実施する。
- (3) 市長（担当：建設部）が仮設住宅を設置しようとする場合、事前に北海道知事の委任を受けて実施することができる。

2 実施の方法

- (1) 避難所の設置
市長は、住家が被害を受け、住居の場所を失った者を収容保護するため、必要により本章第5節の避難対策計画に定めるところにより、避難所を開設するものとする。
- (2) 応急仮設住宅
 - ア 入居対象者
次のいずれにも該当する者であること。
 - (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者
 - (イ) 居住する住家がない者
 - (ウ) 自己の資力では住宅を確保できない者で次に該当する者
 - a 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業主等
 - イ 入居者の選定
市長は、入居者の選考に当たっては、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上、決定するものとする。
 - ウ 応急仮設住宅の建設
原則として応急仮設住宅の設置は、北海道知事が行う。また、建設場所については、原則として、市有地とする。ただし、市有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。

エ 建設戸数

北海道は、市長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

オ 規模及び構造、存続期間

(ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき29.7平方メートルを基準とする。

(イ) 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、1戸建て又は木造住宅により実施する。

(ウ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とことができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

(エ) 維持管理

北海道知事が設置した場合、その維持管理は、北海道知事から委任を受けた市長が行う。

(オ) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

(カ) 費用

費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

カ 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。

また、同法が、適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

(3) 住宅の応急修理

ア 応急修理を受ける者

災害により住家が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者で、自らの資力では応急修理ができない者

イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

ウ 修理の範囲と費用

(ア) 実施機関

救助法が適用された場合は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

(イ) 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

(ウ) 費用

費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

3 施工及び資材の調達

施工及び資材の調達は、原則として市の指名登録業者から選定して行うものとする。この場合において、市は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、北海道に斡旋を依頼するものとする。

4 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 応急仮設住宅台帳（別記第1号様式）
- (2) 住宅応急修理記録簿（別記第2号様式）

5 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

(イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

(ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は市町村が整備し、管理するものとする。但し、北海道知事が北海道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地市町村に譲渡し、管理は建設地市町村が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者の条件

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。又は超えない世帯であること。
- (ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合は標準建設、買取費等の2/3。但し、激甚災害の場合は3/4
- (イ) 借上げを行う場合は共同施設等整備費の2/5

別記第1号様式（4関係）

應急仮設住宅台帳

名寄市

注1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 - 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 - 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
 - 5 「敷地区分」欄には、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
 - 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
 - 7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

別記第2号様式（4関係）

住 宅 応 急 修 理 記 錄 簿

名寄市

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

第21節 被災宅地安全対策計画

市の区域内において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るために必要な事項については、この計画の定めるところによる。

1 危険度判定の実施の決定

市長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、北海道知事に対し宅地判定士の派遣等の支援を要請する。

2 判定対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、土木施設対策班に置き、次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整委員の受け入れ及び組織編成
- (4) 判定実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

市は災害の発生に備え、北海道との連絡体制を整備するとともに、北海道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第22節 災害警備計画

災害に関する北海道警察（名寄警察署）の諸活動は、北海道が定める北海道地域防災計画第5章第6節の災害警備計画によるほか、この計画の定めるところによる。

1 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を確保し、災害地における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

2 災害時における警備体制の確立

名寄警察署長（以下「警察署長」という。）は、風水害等各種災害が発生した場合、その規模及び態様に応じて、別に定める災害警備本部等を設置する。

3 災害警備

（1）異常現象などの通報

警察官は、基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに市長に通報するとともに警察署長に報告するものとする。

（2）事前の措置

ア 市長が行う警察官の出動要請

市長が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求めるなど応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める場合は、警察署長に対して行うものとする。

イ 警察署長は、市長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置についての指示を行ったときは、直ちに市長に通知するものとし、市長が当該措置の事後処理を行うものとする。

（3）災害時における災害情報の収集

警察署長は、市長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとし、必要と認められる場合には関係機関に連絡するものとする。

（4）災害時における広報

風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別に応じ住民の避難、交通規制等の措置について、迅速な広報に努める。

(5) 避 難

- ア 警察官は、基本法第61条又は警察官職務執行法第4条の規定により、避難のための指示又は警告を行うとともに、市防災計画に定める避難先を示すものとする。ただし、これにより難い場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、警察署長が市長に対して通知したときは、当該避難所の借上げ、給食等は、市長が行うものとする。
- イ 警察官は避難の誘導に当たっては、市、消防機関等と協力し安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等のパトロールを行い、犯罪の予防及び取締りに当たるものとする。

(6) 救 助

警察署長は、防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、遺体検分に当たるものとする。

(7) 応急措置

警察署長は、警察官が基本法第63条又は第64条の規定に基づき、警戒区域の設定又は応急公用負担を行った場合は、直ちに市長に通知するものとし、当該措置の事後処理については、市長が行うものとする。

(8) 災害時における交通規制

ア 北海道公安委員会（名寄警察署）

(ア) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、又は災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

(イ) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移転等の措置をとることを命ずることができる。

(ウ) (イ)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場に居ないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において車両その他の物件を破壊することができる。

イ 道路の交通規制

(ア) 道路交通網の把握

災害が発生したときは、道路管理者及び北海道公安委員会（名寄警察署）は相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

a 破損し、又は通行不能となった道路名及び区間

- b 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- c 緊急に通行禁止又は制限を実施する必要の有無

(イ) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方により交通規制を実施するものとする。

- a 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- b 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(ウ) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行禁止又は制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

ウ 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(9) その他

浸水発生時における警察活動

洪水発生時又は洪水の恐れがある場合に浸水が無い地区を拠点として警察活動を行う必要があるときは、当該地区的公共施設(上川北部人材開発センター等)を活動の拠点とするため、速やかに当該施設の管理者に連絡・調整を行うものとする。

第23節 広域応援派遣計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、この計画の定めるところによる。

1 実施機関

市及び消防機関

2 実施内容

(1) 市の措置

- ア 市は、地震などによる大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、北海道や他の市町村の応援を要請するものとする。
- イ 市は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

(2) 消防機関

- ア 消防機関は、地震などによる大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、北海道等に応援を要請するほか、北海道広域消防相互応援協定に基づき、他の消防機関に応援を要請する。
また、必要に応じ、市長を通じ、北海道に対して北海道消防防災ヘリコプター応援協定、緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- イ 消防機関は、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- ウ 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

3 応援協定等

市が応援協定を締結しているのは、次のとおり。

- (1) 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定
- (2) 杉並区及び名寄市の防災相互援助協定
- (3) 名寄市及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定
- (4) 北海道広域消防相互応援協定
- (5) 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(参考 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定)

(参考 杉並区及び名寄市の防災相互援助協定書)

(参考 名寄市及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定書)

(参考 北海道広域消防相互応援協定)

(参考 北海道消防防災ヘリコプター応援協定)

第24節 白衛隊災害派遣要請計画

災害時における人命又は財産の保護のための自衛隊の派遣要請及び派遣期間の活動については、この計画の定めるところによる。

1 災害派遣要請基準

- (1) 人命救助のため必要とする場合
- (2) 災害の発生が予想され、緊急措置のため必要とする場合
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため必要とする場合
- (4) 救援物資の輸送のため必要とする場合
- (5) 応急復旧のため必要とする場合
- (6) 応急措置のため、医務、防疫、給水、通信等について必要とする場合

2 災害派遣要請の手続

(1) 要請の方法

派遣要請をする場合は、次の事項を明らかにして、別記第1号様式により北海道知事（上川総合振興局長）に要求する。この場合において、市長は、必要に応じてその旨及び市の地域に係る災害の状況を要請先である陸上自衛隊第3即応機動連隊長に通知するものとする。

なお、緊急を要する場合で口頭又は電話等で要求したときは、その後速やかに文書を提出する。

また、人命の緊急救助に関し、要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により北海道知事（上川総合振興局長）に連絡できないときは、直接陸上自衛隊第3即応機動連隊長に通知することができる。ただし、この場合において、速やかに北海道知事（上川総合振興局長）に連絡し、その後文書を提出する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項

(2) 担当部及び要請先

派遣要請の要求は、総務班が行う。

なお、関係書類の提出先は、上川総合振興局地域振興部地域政策課とし、自衛隊の連絡先は、陸上自衛隊名寄駐屯地（第3即応機動連隊第3科）とする。

3 派遣部隊の受入れ態勢等

(1) 受入れ準備の確立

北海道知事（上川総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、器材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

イ 連絡職員の指名

派遣部隊及び上川総合振興局との連絡職員を指名し、連絡に当たらせるものとする。

ウ 活動内容等の計画

活動の内容、所要人員、器材等の確保その他について計画をたて、派遣部隊の到着と同時に活動ができるように準備するものとする。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との活動計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、責任者と活動計画等について協議し、調整の上必要な措置をとるものとする。

イ 北海道知事（上川総合振興局長）への報告

総務班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を北海道知事（上川総合振興局長）に報告するものとする。

(ア) 派遣部隊の長の官職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 従事している活動の内容及び進捗状況

(オ) その他参考となる事項

4 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったと認めるときは、速やかに別記第2号様式により北海道知事（上川総合振興局長）に派遣部隊の撤収要請を要求するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要求し、その後文書を提出するものとする。

5 経費等

(1) 次の費用は、本市が負担するものとする。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ し尿処理手数料

- (2) その他必要な経費については、自衛隊及び本市において協議の上定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

別記第1号様式（2の(1)関係）

名総防第 号
年 月 日

北海道知事（上川総合振興局長）様

名寄市長 印

災害派遣の要請について

のことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項

別記第2号様式（4関係）

名総防第 年　月　日	号
北海道知事（上川総合振興局長）様	
名寄市長	印
災害派遣撤収要請について	
年　月　日付け名総防第　号で要求した災害派遣について、 次のとおり派遣部隊の撤収要請を要求します。	
記	
1　撤　收　日　時	年　月　日　時　分
2　撤　收　理　由	

第25節 防災ボランティアとの連携計画

震災又は、大規模な災害後における奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携については、この計画の定めるところによるとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営等については、「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」に基づき実施するものとする。

1 ボランティア団体・NPOの協力

市及び防災関係機関等は、奉仕団又は各種ボランティア団体・NPOからの協力申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

2 ボランティアの受入れ

市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。

また、市及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や、外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集及び伝達
- (2) 炊出しその他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護及び看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資及び資材の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助

4 ボランティア活動の環境整備

市は、日本赤十字社北海道支部名寄市地区、社会福祉協議会及びボランティア団体・NPOとの連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るため、平常時の登録及び研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

第26節 交通応急対策計画

災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、この計画の定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

(1) 市（消防機関）

市が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連携を密にし、交通の確保に努める。

また、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

（参考 災害時における燃料供給等に関する協定書）

(2) 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車輛その他の物体が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車輛その他の物体の占有者、所有者、管理者に対し、当該車輛その他の物体の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないときは、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

2 緊急輸送道路

市における北海道の緊急輸送道路及び名寄市指定（地震時に通行を確保すべき道路）は次のとおりである。

(1) 第1次緊急輸送道路

道庁所在地（札幌市）から名寄市役所及び名寄市立総合病院、陸上自衛隊名寄駐屯地名寄警察署、名寄消防署を連絡する道路（国道40号）

(2) 第2次緊急輸送路

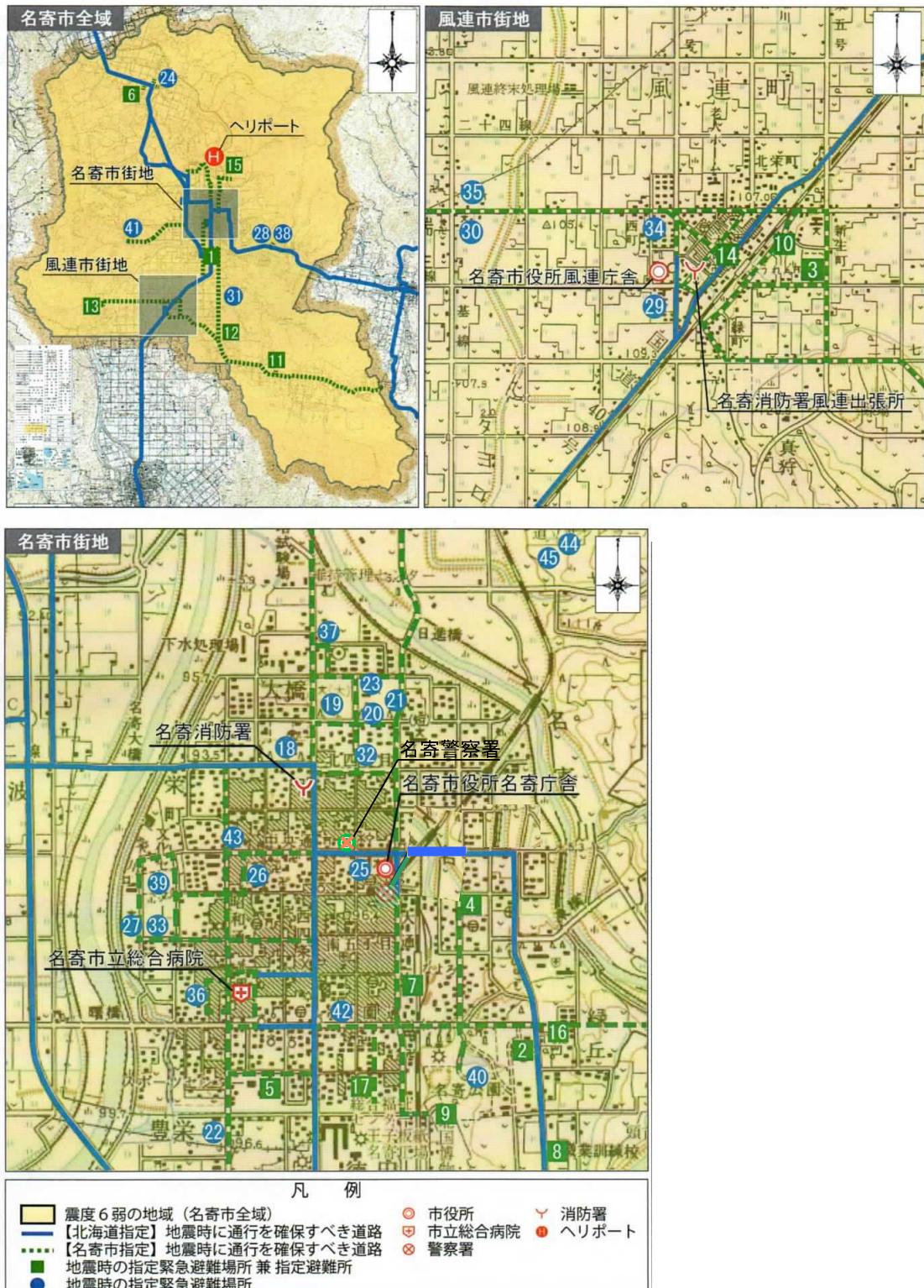
第1次緊急輸送路と名寄市役所風連庁舎及び名寄保健所を連絡する道路（国道239号）

(3) 名寄市指定

道道旭名寄線、道道下川風連線、道道朱鞠内風連線及び市道（細部は、別図「緊急輸送道路参照」）

(4) 別図「緊急輸送道路」

別図 「緊急輸送道路」



第27節 応急飼料対策計画

災害に際し、家畜飼料の応急対策については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害時における家畜飼料の応急対策、市長（経済部）が実施するものとする。

2 実施の方法

市長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあつ旋について、次の事項を明らかにし、農協を通じあつ旋を要請するものとする。なお、市内において処理不可能なときは、文書をもって上川総合振興局長を通じ、北海道農政部長に応急飼料のあつ旋を要請するものとする。

(1) 飼料（再播用飼料作物用種子を含む。）

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

(2) 転 飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、附添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

第28節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要がある場合において、基本法第29条及び第30条の規定に基づき、指定地方行政機関及び指定公共機関の長等に対して行う職員の派遣又はあっ旋の要請については、この計画の定めるところによる。

1 要請権者

要請権者は、市長とする。なお、市長が職員の派遣を要請しようとするときは、北海道知事又は当該市町村長にあらかじめ協議しなければならない。

2 要請手続等

(1) 職員の派遣要請をしようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別、人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっ旋を求めるときは、要請権者は、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、職員の派遣のあっ旋は、北海道知事に対し行うものであるが、国の職員の派遣あっ旋のみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- ア 派遣のあっ旋を求める理由
- イ 派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっ旋について必要な事項

3 派遣職員の身分取扱い

(1) 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、双方の法令、条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。ただし、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ、決定する。また、受入側は、その派遣職員を定数外職員とする。

- (2) 派遣職員の給与等の双方負担区分は、指定地方行政機関及び指定公共機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- (4) 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

(参考 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定)

(参考 杉並区及び名寄市の防災相互援助協定書)

(参考 名寄市及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定書)

(参考 北海道広域消防相互応援協定)